Ⅱ　事業計画

① 子育て不安の解消

現状と課題

◇　**子育ての不安や負担の現状**

市民意向調査によると、「子育てがつらい」、「子育てに自信が持てなくなる」、「子育てが嫌になる」などの子育ての不安や負担感を、就学前または小学生の子どもを持つ保護者の約１割が感じています(図表4-2-1、図表4-2-2、図表4-2-3)。また、「子どもをたたいてしまうこと」についても、保護者の約１割が「よくある」もしくは「ときどきある」としています（図表4-2-4)。

都市化や核家族化の中で周囲からの協力が得にくくなっているなか、保護者が少なからず子育てについて不安や負担を感じていると考えられ、その解消を図るための取組が求められます。

また、子育ての悩みや不安は、「食事や栄養に関すること」、「病気や発育･発達に関すること」、「子どもの教育･塾、進路に関すること」、「友だちづきあいなど対人関係に関すること」など様々であり、多様なニーズに対応していくことが必要です（図表4-2-5、図表4-2-6)。

◇　**効果的な情報提供の仕組みづくり**

保護者が子育てに関する正しい知識を持ち、支援サービスに関する情報を必要な時に入手できることが、不安解消への第一歩となります。

市では、「広報ふちゅう」や情報誌「子育てのたまて箱」、ホームページなどにより、情報提供を行っていますが、加えて、様々な子育て関連情報を集約したうえで、わかりやすく整理し提供するための拠点整備が求められます。

また、今後、普及していくことが予想されるインターネットの活用も含めて、身近で簡便に情報が得られる仕組みづくりが必要です。

◇　**子育ての相談体制の充実**

子育ての悩みや不安を解消するには、保護者の話を聞いて適切な助言をすることも重要です。市には、市民医療センター、保育所、子ども家庭支援センター、教育センターなど内容に応じて様々な相談窓口があります。しかし、それらの相談窓口を「知らなかった」とする保護者も相当数見られ、状況に応じた適切な助言が受けられるよう、窓口の周知と相談体制の充実が求められます（図表4-2-7、図表4-2-8)。

また、子育てに関する相談の内容は多岐にわたり、複合的なものとなっている場合もあるため、関係部署が連携して総合的に支援する体制づくりが課題となっています。

◇ **児童虐待の防止と早期対応**

保護者が孤立化し育児の負担が大きくなっていることや、子育て経験が少なく不安感が増していることが、児童虐待の背景として考えられます。相談事業や様々な支援サービスにより不安を解消し負担を軽減することが重要です。

また、虐待を早期に発見し適切な支援を行うため、子どもと接する機会の多い保育所等の施設において、虐待の兆候を見逃さないようにすることが課題となります。

さらに、重度の虐待においては、家庭内で様々な問題を抱えている場合も多いため、関係機関で連携して家庭全体を支援していくことが必要です。

図表4-2-1　子育てについて

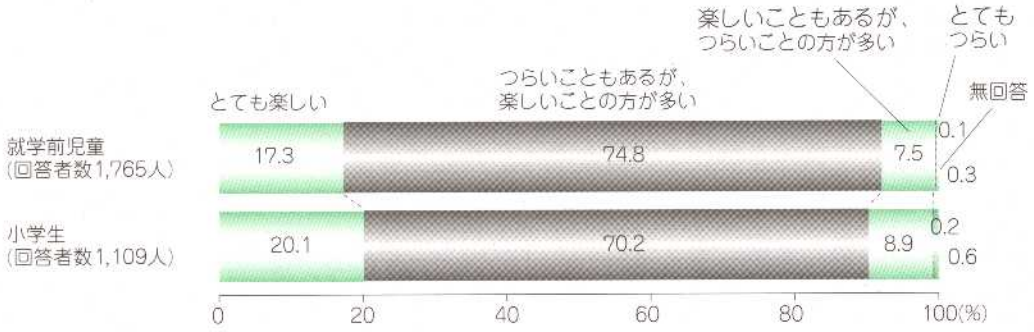

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）

図表4-2-2　子育てに自信が持てなくなること

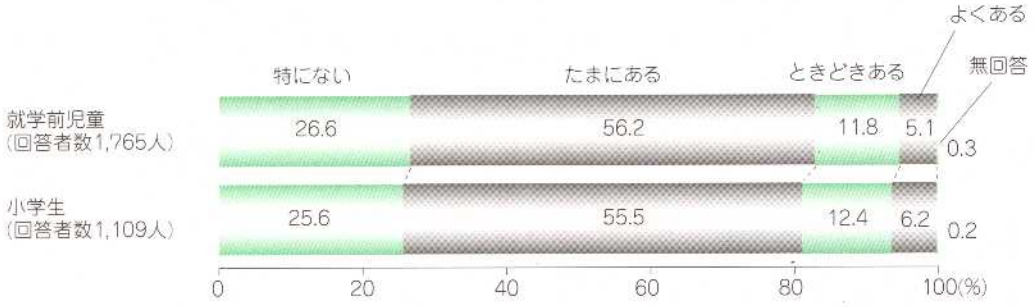

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）

図表4-2-3　子育てが嫌になること

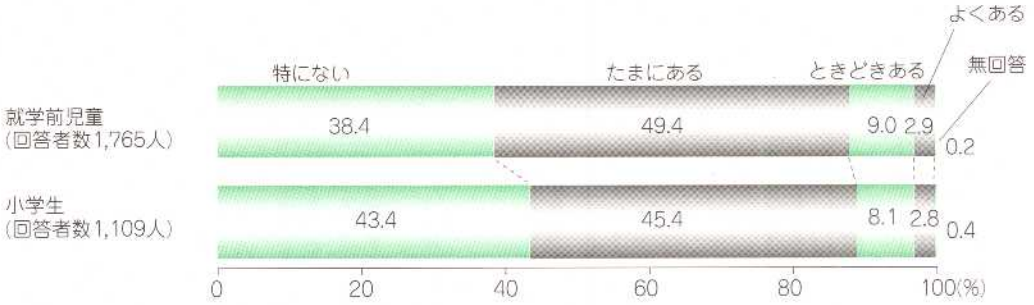

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）

図表4-2-4　子どもをたたいてしまうこと

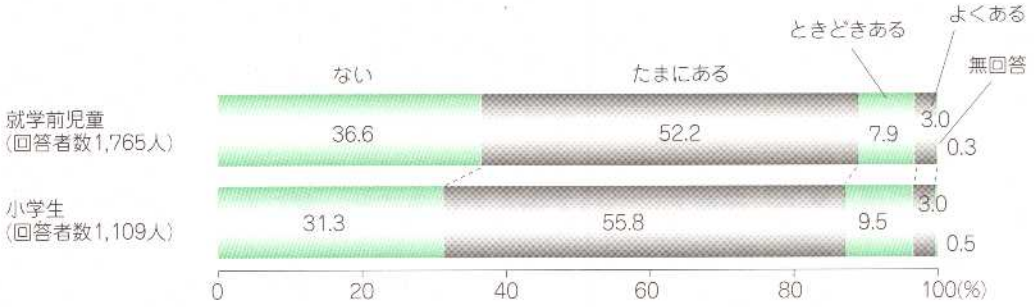

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）

図表4-2-5　子育てについて悩んでいること、気になること（就学前児童）

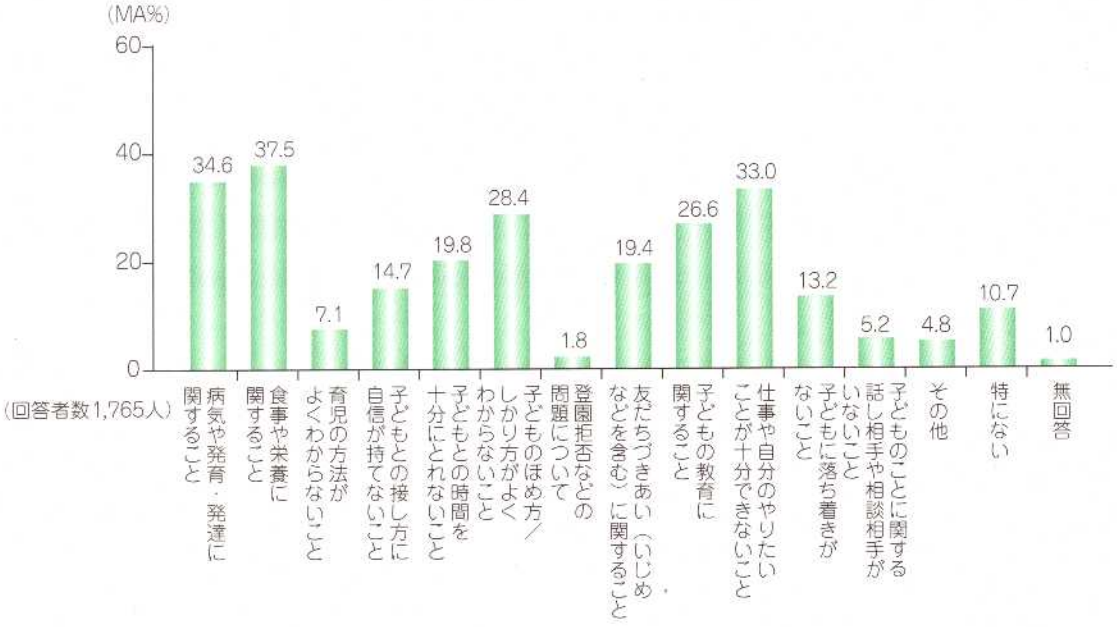

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）
注．ＭＡ％：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

図表4-2-6　子育てについて悩んでいること、気になること（小学生）

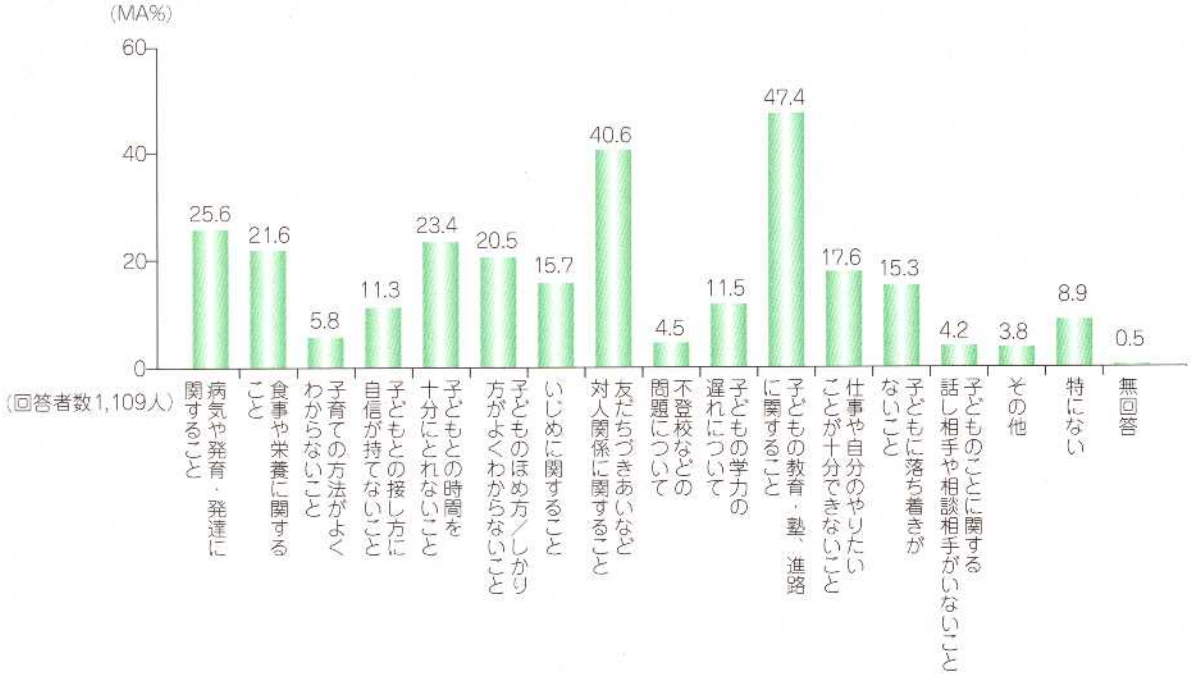

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）
注．ＭＡ％：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

図表4-2-7　相談窓口の認知・利用状況（就学前児童）

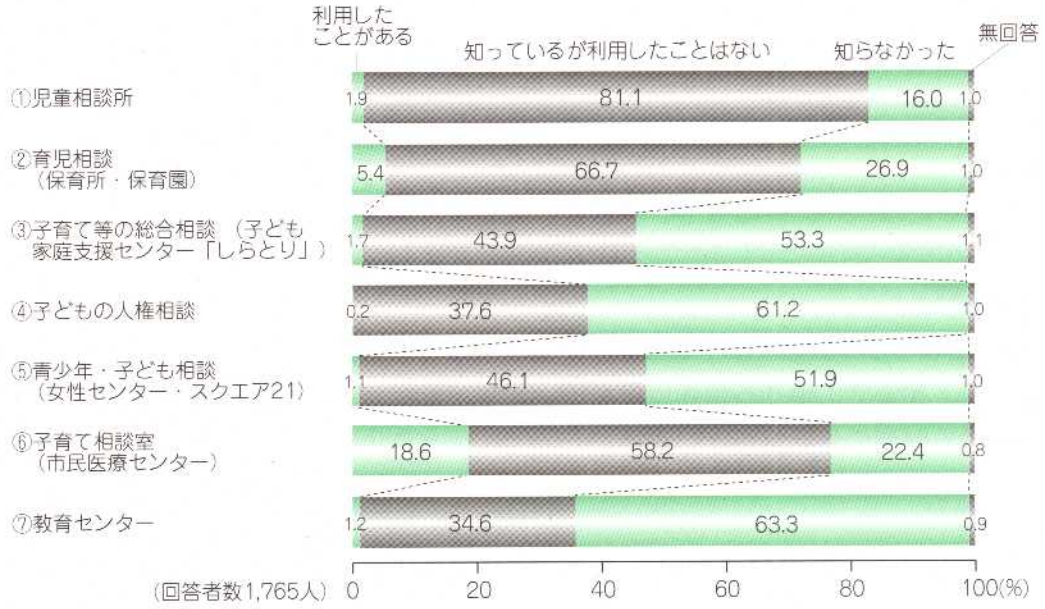

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）

図表4-2-8　相談窓口の認知・利用状況（小学生）

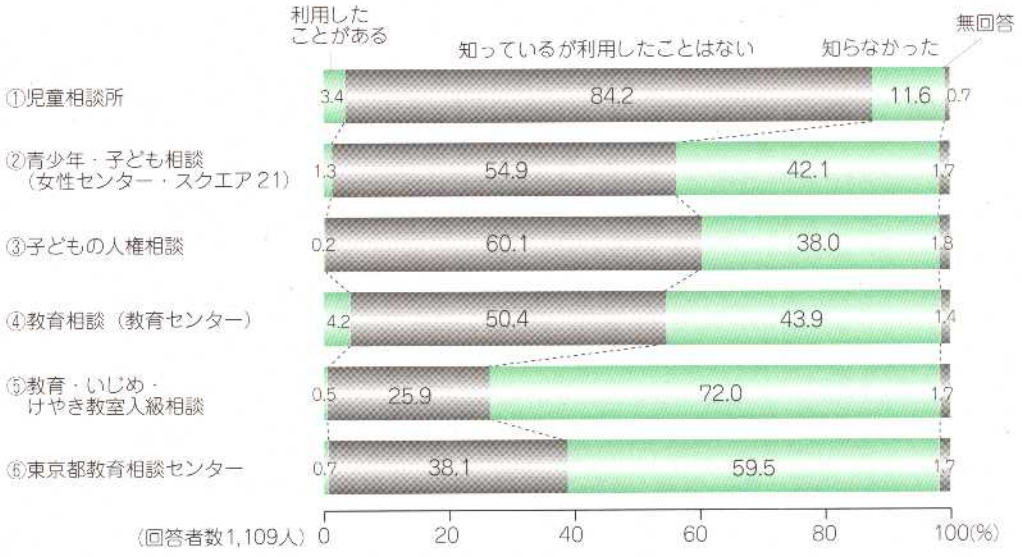

資料：府中市子育て支援に関する市民意向調査（平成16年1月）

事業の区分について
新規：平成 17 年度以降に取り組む新規事業
重点：平成 21 年度までの重点取組事業
継続：平成 21 年度まで継続して実施する事業
新規事業及び重点取組事業は、平成 21 年度の目標を設定しています。

(1) 子育てに関する情報提供

施策の方向

「広報ふちゅう」の紙面充実をはじめ、インターネットの活用や子育て情報誌の配布など、多様な媒体により、子育てに関する情報提供を行います。また、子ども家庭支援センター「たっち」を子育てに関する情報の集約施設とします。

施策・事業名	内容	区分	現状及び目標
多様な媒体による情報提供	「広報ふちゅう」の紙面充実をはじめ、今後、利用の拡大が見込まれるインターネットの活用や、子育て情報誌の配布などを通じて、子育てに関する情報提供を行います。	継続	(現状:H16) 広報、子育てのたまて箱、ホームページ
子ども家庭支援センター「たっち」における情報提供	子ども家庭支援センター「たっち」を子育てに関する情報の集約施設とし、情報の収集・提供を行います。	**重点**	(現状:H16) 事業開始 (目標) 情報コーナーの整備・活用
児童館における情報提供	子ども家庭支援センター「たっち」と連携して、地域の子育て関連情報を収集・提供します。また、児童館における相談体制の充実を検討します。	**重点**	(現状:H16) サークル活動等の案内 (目標) 地域情報の収集・提供
子育て情報誌の配布	母子健康手帳交付時等に子育て情報誌「子育てのたまて箱」を配布し、早期の子育て情報の周知を図ります。内容の充実のため、2～3年毎に改訂します。	継続	(現状:H16) 16 年度改訂
インターネットによる情報提供	NPO やボランティア団体と協力し、インターネットによる地域情報の収集・提供を検討します。	**新規**	(目標) 地域情報の収集・提供
はじめてのパパママ学級	グループワークを通じて妊娠、出産及び子育てに関する知識を提供します。また、親同士の交流や仲間づくりを通して、子育て不安を解消する機会を提供します。	継続	(現状:H16) 4 日コース　12 回 半日コース　12 回
子育て講座	子ども家庭支援センター「たっち」において、出産・育児の不安解消や親同士の交流のための子育て講座を行います。また、父親・両親向けの講座を行い、父親の育児参加を促進します。	**新規**	(目標) 月 1 回
家庭教育学級	幼稚園、保育所などに通う幼児を持つ両親を対象に、子育てなどをテーマにした講座を実施します。	継続	(現状:H16) 地区公民館 11 館 各1回 全市対象　2回(9日)
PTA 家庭教育学級	各学校の PTA 会員が教育・学習に関する課題を、自ら考え学ぶことにより、日常的な養育態度や行動に対する自己意識を高めるとともに、子どもの成長や社会情勢の変化に対応できる教育力(知識・態度・技能)を養成します。	継続	(現状:H16) 小中学校 PTA　各 2 回

(2)　子育てに関する総合相談

施策の方向

子ども家庭支援センター「たっち」及び「しらとり」において、子育てや家庭に関する総合相談事業を行います。相談内容により、さらに専門的な相談機関と連携し対応するとともに、支援サービスへとつないでいきます。

施策・事業名	内容	区分	現状及び目標
子ども家庭総合相談	子ども家庭支援センター「たっち」を中心として、18歳までの子どもとその保護者に対する総合相談事業を充実します。また、定期的に、保健師や心理士等による専門相談日を設けます。	**重点**	(現状:H16) 「しらとり」　1施設 「たっち」開設 (目標) 「たっち」「しらとり」　2施設
市立保育所における相談事業	地域の保護者等の自主活動及び在宅で子育てをしている家庭への支援として、市立保育所での子育て相談や保育士による訪問事業を実施します。	**重点**	(現状:H16) 市立保育所での相談 (目標) 訪問事業の実施
青少年子ども相談	子ども本人からの相談及び子どもの育成等についての相談事業を実施します。	継続	(現状) 相談員　2人(H16) 相談件数　延べ135件(H15実績)

(3)　児童虐待への対応

施策の方向

虐待の早期発見に努め、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して、家庭への適切な支援を行います。

施策・事業名	内容	区分	現状及び目標
児童虐待の相談	児童虐待に関する専門の相談員を育成し、相談体制を充実します。	**重点**	(現状) 相談員　2人(H16) 相談件数　74件(H15実績) (目標) 相談員　4人
虐待予防	母子保健事業(健診、教育、相談、訪問)を通して、虐待の予防と早期発見、早期対応により、乳幼児の健全な育成を図ります。	継続	
虐待防止ネットワーク	児童相談所などの関係機関で構成する児童虐待防止連絡会議において連携し、役割分担を明確した取組を行います。	継続	
虐待防止マニュアル	児童虐待防止マニュアルを作成し、各施設、関係機関とも適切な対応ができるよう研修を行います。	継続	(現状:H16) マニュアル作成
養育家庭(里親)事業	親の離婚、疾病等で家庭での生活ができない子どもや親の虐待等により家庭で生活することが好ましくない子どもを、登録した一般家庭で、一定期間、養子縁組を目的とせずに養育します。	**新規**	(目標) 養育家庭登録　20世帯